

この程度のことだれが大臣になつてもチェックできるという自信は持てないではないかと思うのですが、その点はいかがですか。

○川島國務大臣 そうなりますと、条文の問題でなしに、政治力の問題になります。條文はどう書きましても、行管の長官の力が弱ければ実施できないということになりましてこれはどうお答えしてよいのか知りませんが、とにかく行政管理庁の本来の使命を達成するように、これから行管の地位も高まるし、また、行管の職員もそういうような気持ちでもって職務に当たるようによい習慣をつくりたい、こう考えております。

○石橋(政)委員 しかし、これは出發の現在からその点はつきりしているよう気がしてしようがないのです。大臣がよほどしっかりしていなければ、下の事務機構の段階ではたしてしまいます。しかし、これは法律的には原則として禁止とができるだらうか。現に一般の公務員が私企業に天下りするといふことも、これは法律的には原則として禁止せられているわけです。ただ、人事院がチェックすることになっているのですが、これは全然チェックの役割りを果たしていない。ほとんどフリーパスというように、お役人同士といふ、そういう微妙な気持ちが働いてきているのではないかと思うのです。その点を非常に巧みに利用している面もある。たとえば、三十八年度の予算編成の際に——現在では行管が認可権を持つもの聞くところによると、三十八年度予算編成の際に、特定船舶整備公団

の理事の増員の申請を大蔵省にした、大蔵省は非常に扱い、なかなかうんといわないので、最終的に結局見送りになつたんだそうですが、しかし、その大蔵省をうんと言わせるために、この特定船舶整備公団がどういう手を使ったかといふと、理事の増員を認めてくれれば、大蔵省出身の現在の監事を理事に昇格させるから、ぜひ認めてもらいたい、こういう手を使つたと報道されてゐるわけです。そうしますと、大蔵省とたんによろめいてしまつたのです。自分のところから出でる前の長崎の税關長が何かをしておつたのが、いまこの公団の監事をしている。それを理事に昇格させるから、理事の増員を認めさせてくれと言わると、とたんによろめいてくる。こういう手を今度は行管に使つてくる可能性がある。認めてくれ、そうしたら、今度は行管をやめる人をおれのところで引き取るからなんといふことが行なわれてきたら、よほど大臣がしつかりしておらなければ、下の事務機構の段階ではたしてしまつてくるわけです。そろそると、何のため法律をつくつたのか、今度は結果ど大臣がしつかりしておらなければ、行管のお役人さんの横すべり、天下りの道を開くためにつくつたのじゃないかと結果的にいわれるような事態がじや、本来の法律を改正しようとした意見と全然離れてしまつて、行管の一いつては話にならぬので、その辺は、何とかわつたとたんに反対の方向に行つてしまつた、何のためにこの法律改正をしたのかわからぬといふことになつたまではちよつと私どもが、実はそういうふうに考えるわけなんです。人の問題でなくして、制度としてきちっと継れるといふものにする方法はなかつたのだろうかといふうには、私は考えておるわけではありません。全部に共通をいたすのであります。ただ、同じ法律に根拠を持ち

につきましては、国会でも答弁しているし、また閣議でも発言しまして、それがないようございまが、私どもも実は特効法的なものはいまのところ考へたんだそうですが、しかし、その大蔵省をうんと言わせるために、この特定船舶整備公団がどういう手を使ったかといふと、理事の増員を認めてくれれば、大蔵省出身の現在の監事を理事に昇格させるから、ぜひ認めてもらいたい、こういう手を使つたと報道されてゐるわけです。そうしますと、大蔵省とたんによろめいてしまつたのです。自分のところから出でる前の長崎の税關長が何かをしておつたのが、いまこの公団の監事をしている。それを理事に昇格させるから、理事の増員を認めさせてくれと言わると、とたんによろめいてくる。こういう手を今度は行管に使つてくる可能性がある。認めてくれ、そうしたら、今度は行管をやめる人をおれのところで引き取るからなんといふことが行なわれてきたら、よほど大臣がしつかりしておらなければ、下の事務機構の段階ではたしてしまつてくるわけです。そろそると、何のため法律をつくつたのか、今度は結果ど大臣がしつかりしておらなければ、行管のお役人さんの横すべり、天下りの道を開くためにつくつたのじゃないかと結果的にいわれるような事態がじや、本来の法律を改正しようとした意見と全然離れてしまつて、行管の一いつては話にならぬので、その辺は、何とかわつたとたんに反対の方向に行つてしまつた、何のためにこの法律改正をしたのかわからぬといふことになつたまではちよつと私どもが、実はそういうふうに考えるわけなんです。人の問題でなくして、制度としてきちっと継れるといふものにする方法はなかつたのだろうかといふうには、私は考えておるわけではありません。全部に共通をいたすのであります。ただ、同じ法律に根拠を持ち

ます。大臣もその点ではあまり知恵がないようございまが、私どもも実は特効法的なものはいまのところ考へたんだそうですが、しかし、その大蔵省をうんと言わせるために、この特定船舶整備公団がどういう手を使ったかといふと、理事の増員を認めてくれれば、大蔵省出身の現在の監事を理事に昇格させるから、ぜひ認めてもらいたい、こういう手を使つたと報道されてゐるわけです。そうしますと、大蔵省とたんによろめいてしまつたのです。自分のところから出でる前の長崎の税關長が何かをしておつたのが、いまこの公団の監事をしている。それを理事に昇格させるから、理事の増員を認めさせてくれと言わると、とたんによろめいてくる。こういう手を今度は行管に使つてくる可能性がある。認めてくれ、そうしたら、今度は行管をやめる人をおれのところで引き取るからなんといふことが行なわれてきたら、よほど大臣がしつかりしておらなければ、下の事務機構の段階ではたしてしまつてくるわけです。そろそると、何のため法律をつくつたのか、今度は結果ど大臣がしつかりしておらなければ、行管のお役人さんの横すべり、天下りの道を開くためにつくつたのじゃないかと結果的にいわれるような事態がじや、本来の法律を改正しようとした意見と全然離れてしまつて、行管の一いつては話にならぬので、その辺は、何とかわつたとたんに反対の方向に行つてしまつた、何のためにこの法律改正をしたのかわからぬといふことになつたまではちよつと私どもが、実はそういうふうに考えるわけなんです。人の問題でなくして、制度としてきちっと継れるといふものにする方法はなかつたのだろうかといふうには、私は考えておるわけではありません。全部に共通をいたすのであります。ただ、同じ法律に根拠を持ち

ます。大臣もその点ではあまり知恵がないようございまが、私どもも実は特効法的なものはいまのところ考へたんだそうですが、しかし、その大蔵省をうんと言わせるために、この特定船舶整備公団がどういう手を使ったかといふと、理事の増員を認めてくれれば、大蔵省出身の現在の監事を理事に昇格させるから、ぜひ認めてもらいたい、こういう手を使つたと報道されてゐるわけです。そうしますと、大蔵省とたんによろめいてしまつたのです。自分のところから出でる前の長崎の税關長が何かをしておつたのが、いまこの公団の監事をしている。それを理事に昇格させるから、理事の増員を認めさせてくれと言わると、とたんによろめいてくる。こういう手を今度は行管に使つてくる可能性がある。認めてくれ、そうしたら、今度は行管をやめる人をおれのところで引き取るからなんといふことが行なわれてきたら、よほど大臣がしつかりしておらなければ、下の事務機構の段階ではたしてしまつてくるわけです。そろそると、何のため法律をつくつたのか、今度は結果ど大臣がしつかりしておらなければ、行管のお役人さんの横すべり、天下りの道を開くためにつくつたのじゃないかと結果的にいわれるような事態がじや、本来の法律を改正しようとした意見と全然離れてしまつて、行管の一いつては話にならぬので、その辺は、何とかわつたとたんに反対の方向に行つてしまつた、何のためにこの法律改正をしたのかわからぬといふことになつたまではちよつと私どもが、実はそういうふうに考えるわけなんです。人の問題でなくして、制度としてきちっと継れるといふものにする方法はなかつたのだろうかといふうには、私は考えておるわけではありません。全部に共通をいたすのであります。ただ、同じ法律に根拠を持ち

がって、条文の前段にござります「法律により直接に設立される法人」といふのは、言いかえれば三公社でございます。

それから後段の「特別の法律により特別の設立行為をもつて設立すべきものとされる法人」が、三公社以外の公団、事業団あるいは特殊会社等、全部含めました三公社以外の特殊法人でござります。これらはそれぞれ特別の法律によりまして設立行為が規定され、その設立行為によつて設立されるのでございまして、一例をあげますと、公団の例でありますと、日本住宅公団の設立を規定しております日本住宅公団法によりますと、その附則におきまして、建設大臣が設立委員を任命いたします。任命されました設立委員が定款を作成いたしまして、その定款が定款を申請をいたしまして、その認可を受けまして、初めて日本住宅公団が設立委員によつて進められますと、設立の認可申請をいたしまして、その認可を受けまして、公団の例でありますと、建設大臣が設立委員を任命いたします。任命されました設立委員が定款を作成いたしまして、その定款が行なわれましたときに直接対象となりますと、この法律改正の規定をいたしました。

○石橋(政)委員 現在、この法律改正が行なわれましたときに直接対象となるところの特殊法人といふのは、何株式会社等、それぞれ名称の差異はございますが、これらの特殊法人といふ意味で、その特殊法人は、法律のきめ方によりまして、かように二段がまえの規定をいたしました。

○山口(一)政府委員 約八十ございました内訳を申し上げますと、公社が三公社、ほかに公社と名のつく原子燃料公団等合わせまして九つ、事業団が一つ、特殊会社が十一であります。種類といたしましては、その他の合計いたしまして八十をちょっととこえております。約八十でございます。

○石橋(政)委員 事業団は幾つですか。○山口(一)政府委員 事業団は十一でございます。

○石橋(政)委員 事業団は幾つですか。○山口(一)政府委員 これは、たゞいま申しましたように、公団の名称によつてあがけます場合と、それから現実としてあがけます場合と、それから現実に公団としてあるものの数によつてあげます場合とによりまして、若干数えます。

○石橋(政)委員 それじやもう少しこまかく聞いてみたいと思いますが、この特殊法人は政府の出資を受けておる特殊会社等のほかに、その他といなまして六十ーという計算になつております。

○石橋(政)委員 そうしますと、とにかくこの法律改正が行なわれて、行政管理庁が審査権を持つ場合に、既存のものは、それから助成金、補助金を受けておるものにはならないのか。一般にいわれておるのは、民間の優秀な人、企業の経営に熟達した人たちの能力を生かすために、こういう制度ができるのだというふうにいわれておるわけですが、その点は、どうも最近生かされておらないようでございますけれども、そのほかに、どうしても公団や公社でなければできないのだといふような理由が何があるわけですか。この点大臣からであります。

○山口(一)政府委員 それで、政府の出資を準備いたしまして、お手元にお配りいたしたいと思いますが、あるものは政府の出資を受け、あるものは政府の補助を受けております。

○川島国務大臣 既設の公社、公団、

認可を得て、初めて会社を設立するといふ二段がまえになつておりますの

前段、後段あわせまして、普通特殊法

人と申しておりますが、特別法人

で、その間接の設立手続によりまして設立されるものが、後段の「特別の法律により」云々の法人でございます。

金福社事業団、簡易保険運営年金福社事業団、産業振興事業団、雇用促進事業団、南産振興事業団、日本石油事業団、中小企業退職金共済事業団、石炭鉱業合理化事業団、労働福祉事業団並びに新技術開発事業団、以上でござります。

○石橋(政)委員 鉱害復旧事業団といふのはどうなるのです。

○山口(一)政府委員 鉱害復旧事業団は、種類としては一つでございますが、一つ一つの公団によって、お話しのように、事業団の中でも、産業振興事業団といふのは、種類としては一つでございますが、事業団自体といたしましては、地域によって設けられますので、その事業団自体の数を数えますと、お話しのように十二になります。

○石橋(政)委員 まず、その対象となる法人の数は、その審査の対象になるのかならぬのかといふことなんですかね、きちっとしておかなければいかぬと思うのですよ。大臣が過去において金庫に当たるものが五つ、當局が一つ、特殊会社が十一であります。種類といたしましては、その他の合計いたしまして八十をちょっととこえております。約八十でございます。

○山口(一)政府委員 これは、たゞいま申しましたように、公団の名称によつてあがけます場合と、したがつて種類としてあがけます場合と、それから現実に公団としてあるものの数によつてあげます場合とによりまして、若干数えます。

○石橋(政)委員 それじやもう少しこまかく聞いてみたいと思いますが、この特殊法人は政府の出資を受けておる特殊会社等のほかに、その他といなまして六十ーという計算になつております。

○石橋(政)委員 政府が出しておる金のトータルが九千百八十億、たいへん円でございます。これは昭和三十七年十一月現在の数字であります。

○石橋(政)委員 公社、公団を含めまして、これらの特殊法人に出しております政府出資の額は、合計いたしまして約九千百八十億円でございます。これは昭和三十七年十一月現在の数字であります。

○石橋(政)委員 体なせわざわざ公社とか公団とか事業団とかいうものをつくつてやらなくてはならないのか。一般にいわれておるのは、民間の優秀な人、企業の経営に熟達した人たちの能力を生かすために、こういう制度ができるのだというふうにいわれておるわけですが、その点は、どうも最近生かされておらないようでございますけれども、そのほかに、どうしても公団や公社でなければできないのだといふような理由が何があるわけですか。この点大臣からであります。

○川島国務大臣 既設の公社、公団、

事業団、公庫、金庫等につきましては、行政管理庁の審査外にありますから、どういう理由でつくられたかということは、ここで申し上げるわけにはないのですが、石橋さん御指摘のとおり、必要のない事業団等もあるようになります。従来できましたことについても規制したいというので、この法律を提案して御審議を願つておるわけであります。従来できましたことは、一つ一つについては行政管理庁としてはタッチしておりませんから、私のほうから御説明申し上げる立場にならば提案して御調査を願うという方法にしたいというのが、今度の改正の趣旨であります。

○石橋(政)委員　いままでの分についてはタッチしていないからわからぬといふことです。これから新設しようとすると場合にはタッチされるわけですが、けれども、それでは、審査の対象になれば、認可するか認可しないかといふことになるわけですね。認可の基準といふものが一つなければならないと思うのです。従来のよろな理由できたのではないかと思うのです。民間の人材を登用したいと思うのだ、いわゆる企業の経営に熟達した人たちの手腕といつたものを生かしたいからつくりたのだといった程度の理由では、認可できないということになるはずだ。そういう人を得ることはほとんど不可能で、ほとんどお役人の横すべりといふのが、天下りといふのが、そういう救済機関化しておるわけですから、それ

だけの理由では認めできません。こういった結果が出てこなければならぬと思うのです。ですが、その辺で縛る以外にないと思ふのです。どういう基準をお持ちになつておられるのか、この程度のものならば認めざるを得ぬだらう、こんな理由から新設は許可できぬといった、はつきりしたもののがなければならないと思ふのですが、それだけはひとつきちつとしておいていただきたいと思います。

○山口(一)政府委員 公団、事業団等の特殊法人を設置しなければならないという基準で審査するかということをございますが、この問題は、公団、事業団等の特殊法人を設置しなければならないような情勢になつてきておりますことは、結局現在の行政がかなり広範にわたり、本来政府が政府の仕事として直接やるのが不適当でない、ある程度企業採算的な考え方をもつて經營するほどのが適當である事業がかなりふえてきておりるのであります。したがつて、そういう事業に対してもこれらの組織が活用されるわけでございまして、決して人を当て込むためにつくるのではなくして、人の問題は全然設立の問題と關係ないのでござります。したがつて、この公団が設立されます場合にその審査の基準になりますのは、根本におきましては、やはり政策によつて大方針でできまつてくるわけであります。政府の最高首脳部におきまして、公団といふ種類のものを認めるかという大方針、政策によつてできまつてくるわけであります、それによつていよいよ大方針には、どういう点に重点を置いてその

がきまりました場合には、結局業務の目的から見まして、非常に公共性が強い、公の色彩が強い、したがつて、これは私人の經營によつて行なわせるのは適当でないといふに判断されるもの、また、その業務の内容から見まして、行政機関によつて处置されますよりも、行政機関から離しまして、独立の組織として運営したほうが、より適切な運営ができる、その運営にあつても、政府の事業でありますと予算の拘束が非常にきつい、あるいは事業の運営の上にいろいろな制約があるというようなために、これを政府から離してやるのが適当な事業であるといふうな点、それらの点を勘案いたしましたして、適当かどうかということを判断しなければならない。さらに全体から見まし、すでに同じような事業をやつてゐる公団があります場合には、何もあらためてまた別にそれを重複したものを見る必要はないわけであります。さらに、全体として國の広い意味における行政の組織があまりに膨大になり、また一面あまりにこまかくなり過ぎるというような点につきましては、國の行政機関を審査いたします場合と同じような考え方のもとにこれを審査いたしまして複雑化、膨大化を防ぐ、そのような考慮が必要かと思います。これらの点を念頭に置きましたして、新設される公団に対してまして審査して参りたい、かように考えております。

がどんどん雨後のタケノコのようになります。しかしながら、それに対する批判が一つあります。つまり、この事業団をつくる必要があるのだらうか、こういう疑問を国民が持ち始めた。それを受けて行管で、よし、おれのほうでひとつチェックしよう、こういう気持ちになったと思うのです。当然今までの公團、事業団の乱立に対する批判の中から出てきたのですから、過去の公團、事業団がどういうべきでできてきたかわからぬということでは、私は、今度の改正案を出してきた意義というものはなくなつてくると思うのです。いまどれだけのものがあるが、この中ではたして公團、事業団としてでなければ仕事ができないといふものがどの程度あって、必ずしもそれはそいつた特殊法人をつく必要はなかつたのではなくらうかといふような隙間もあつて、そうして出发してこなければ、どこの役所だって事業団をつくろう、公團をつくろうといふときには、ちゃんとした理由を持つてくるわけですから、いまでもできてるということはそれなりの理由があつたのですから、今後だつて必ずある程度の説得力を持つた理由を述べ立てて持つてくるはずですよ。そのときにはあなたの方のほうで、これはだめ、これは事業団なんかつくる必要はないとびしつといふと思えば、それなりの説得力を持たなければいかぬわけですよ。いまの局長の答弁では、その辺まことに自信ないですね。申請していくれば、またオール・ペスといふような考え方としては、今後は事業団とか公團とか公庫とかいうものはつくりませ

ん、これが大原則だ、承認するのは特別の場合だといふくらいのかまえがなければ、理由によつては認めます、理由によつては認めませんといふくらいなことでは、私は全部また認める結果になると思うのです。どうもあまり明快なお答えではないようですが、それでも、私は、やはり大臣からお答え願うのが筋ではないかと思うのですが、一体どういうものならば認めるというのか、どういうものならば認めないといふのか。私に言わせれば、原則としては認めないといふ大原則を立てて、そうしてよほど特別のものに限り認めざるを得ぬだろうといふくらいのことではないと、とてもチェックはできないような気がするのですけれども、いかがでしょう。

ころと役所の悪いところと両方持ち寄つてきているのではないか、こういふ批判すらあるわけです。その特徴的な現象として汚職というものが頻発しているのではないか。最近こういった特殊法人の汚職が非常に問題になつております。最近一番話題になりましたのは住宅公団関係ですが、昨年来次々と汚職が出てきているわけです。そういった汚職の頻発する原因が一体どこにあるのか。ここに新聞の切り抜きを持ってきておりますけれども、作家的な見方をしておる黒岩さんの書いておるものに、私はなるほどといふものが、あるよな気がするわけです。ちょっと読んでみますけれども、結局その責任の所在が不明確だというのです。これが半官半民の特殊性、寄り合ひ世帯、機構の不整備などいろいろあるが、これに解放感と虚脱感が伴つて、汚職の精神的な培養体になつてゐるのぢやないか、こういう見方をしております。役人が公団に移つたときまづ最初に感じるものは、何とも言えない解放感。結局民間においては、まず何よりも能率をあげるといふことが中心になる。そして利益を上げていくことが、心の考え方になつておると思うのです。だから、能率のあがらない者は浮かぶ瀬もないし、除外されていく。お役所の場合は、率直に言つて、能率をあげるといふよりも、まあ何とか悪いことをしない、大過なくやっていくと、いうものをつくると、どつちもばけないでしまう。利益を上げる必要はない。なつておると思うのです。ところが、これが両方寄つてきて公団とか事業團といふものをつくると、どつちもばけないでしまう。

いわゆる利益追求、能率をあげていく
という、そういうった感覚はなくなつて
いく。そらかといつて、役所の規律、
あやまちをなるべくしない、といふよう
なこともなくなつて、解放感を味わう
わけです。両方の悪いところが集まつ
てきて公団、事業団といふものができ
る。そんなところから、どんどん活職
が出てくるのは当然だといふ見方をし
ておるわけです。私はなるほどといふ
気がするわけです。したがつて、よつ
ぱどのことがない限り、公団とか事業
団とか公庫とか、そういうものをつく
らないほうがいいのじやないかと考え
ます。だから、どうせ法律を改正して
行管でメスを加えよりといならば、
もう絶対に新設は認めないと、大原則
を立てやっていかなければいけないのじやないかと思うのです。そ
れと同時に、何のために統々とこんな
ものができてくるかといふと、やはり
退職高級官僚の天下り、横すべりの一
つの方便としてつくられておるような
気がしてしようがないのです。これを
またきらつとせきとめてしまえば、新
設を望む声といふものも薄れてくるの
じやないか、逆にこのほうがその阻止
の手つとり早い方法じやないかといふ
氣すらするわけです。

これからますお尋ねをしておきたいと思
います。

○山口(西)政府委員 役員の数につき
ましては、実はただいま手元に全部の
調査の資料を持っておりませんが、い
わゆる高級公務員というものが転職し
て特殊法人に入つております者につき
ましては、大部分がそうであると申し
上げてもいいような状況でございま
す。これにつきましても、実は数字を
全部計算しておりますので、数字で
申し上げることが急にはできません
が、總裁、副總裁といふような地位に
はある程度民間の経歴者が入つております
が、理事、監事クラスになります
と、大部分が関係の官庁に元おりまし
た者が入っております。

○川島国務大臣 あとで出します。

○石橋(政)委員 私は先ほどから、こ
の法律を改正したからといって、新設
がはたして押えられるかどうかといふ
ことを盛んに心配しておるわけです。
大臣の実力次第によつてこの法律が生
かされたり、あるいは意味がなくなつ
たり、あるいは逆効果を及ぼしたりす
るようなことではないんですから、
何とかしてこの法律を改正しようとい
う本來の趣旨が一〇〇%生かされる道
をお互いに考えたい、そういう気持でい
ろいろお尋ねしておるわけです。一つ
の方法として、高級公務員が總裁とか
副總裁とか理事とか監事とかに横すべ
り、天下りする道を閉ざさてしまふと
いうことのほうが、案外早道かもしれない
が、そういう意味で実はいまお尋ね
しているわけなんですが、現在どの程
度の役員を高級官僚が占めておるかと
いうことも把握していないというの
じや、ちょっと問題です。私のほうで

をやめてそのまま直接行つたとか、建設省をやめてそのまま行つたとかいうのは把握できるのですけれども、たら
い回しであつちこちへ行つてきた人の分がなかなかつかめないのでです。直
接行つた人だけでも半分はあります。
山口さんはほとんどですと言つております
ましたが、ほとんどだということは、もう常識としてみんなわかつておるわ
けです。ほとんど全部役人出身が占め
ておるのじゃないかと思ふ。また、自
分たちが行けるからこそ、次々とつく
らうとするのだと私は思ふ。この道を
ふさいでしまわない限り、私は、この
新設を規制する方法はないのじゃない
かという気がします、率直に言つて。
そこで、少なくとも現在の実数ぐらい
は把握したいと実は考えたわけです
が、ちょっと当たつてみただけでも、
ほとんど全部そらです。それこそ、こ
の理事の数 자체のきめ方からして、所
轄の役所が幾つあるかというところか
ら始まつておるようです。普通三人と
か五人とかいうのが理事の定数みたい
になつておりますが、水資源公団なん
というのは一ぺんにふやしておりま
す。なぜかというと、所轄の役所が多
いのです。なわ張り争いをしておる。
だから、どこからも一人ずつ連れてこ
なければならぬ、それじゃしようがな
いから九人にしよう、そういう結果
があらわれておるわけです。そういう
ところに私たちとしては口を配つてお
かなければ、どんな法律を改正しても
たいした意義を持たない結果に終わる
のじやないかと思うわけです。しか
し、これを規制するということをまた
非常に困難なんですね。現に法律で禁

止されております私企業に対する天下り、これすらほとんど守られていない。そこでちよつと、特殊法人に対する横すべり、天下りの前に、私企業に対する天下りについてお尋ねしておきたのですが、人事院はこれを規制する法律的な権限を持つてゐるわけです。ところが、現にこれは生かされておりません。まず最初に、最近における例をあげていただきたいのです。公務員が退職後二年間は、その在職中五年間密接なつながりを持つておった私企業に就職することはできぬという国家公務員法のたてまえがある。ただし、人事院がこれを認めた場合はよろしいといふ。人事院は全部認めているのですが、一体どれくらいの申請があつて、どれくらい認めているか、この点を人事院からお聞きしておきたいと思う。

○大塚政府委員　お答えいたします。

最近二年間におきます扱いました件数につきましては、たぶんお手元に資料を差し上げてあると思いますが、昭和三十六年及び三十七年の二年間でござります。三十六年は、申請百六十件に対しまして承認が百五十一件、不承認五件、返却二件となつています。未処理というのは翌年に持ち越されておるので、三十七年は、百六十四件の申請に対しまして百五十六件の承認、なお不承認一件、返却八件、未処理一件となつていてます。

ところで、いま石橋委員のお話の中では、ほとんど人事院は申請のあったものを承認しておるのではないか、こういう御意見でございましたが、確かに三十六年、三十七年のこの資料から見ます限りは、いわゆる不承認とい

件数はそれぞれ五件、二件と、非常に少のところございます。しかし、これは私どもといたしましては、國の機関と密接な関係のある官利企業の地位にあるものと申しますのは、やはり原則的に承認できないという立場をとつております。たとえば、小さい例を引きますと、税務署長が管内の酒造会社に役員の地位に出るというような場合、その他それぞれの省庁にとつてそういうふうな密接な関係が非常に濃いものがございます。これらに關しましては、人事院としては、あらかじめ最初から、一般的に不承認にしなければならない場合と考えまして、各省庁にそれぞれその点の指導をしております。したがいまして、こういうケースの承認申請というのは大体において出てこない場合と考えまして、各省庁にそれぞれその点の指導をしております。わからずには、申請が出てくる場合がござりますけれども、大体において出てまいりません。したがつて、その辺のところで非常にボーダーラインになるケースというのが考えられるわけですがございますが、これらに關しましては、現在各省庁では大体において事前に人事院の事務当局に内々の協議を求めてまいります。その場合、協議の内容を何いまして、不承認になると考えられるようなケースに対しましては、各省庁が取り下げる形——承認申請はしておりませんから、協議の場合は取り下げるという表現は誤つておるかも知れませんが、あらためて正式承認申請をしてこない場合とかなりござります。それから、正式承認申請がありましても、必ずしも不承認処理によらなければなりませんが、あらためて正式承認申請をしてこない場合とかなりござりますし、実際は三十六年、三

十七年、百六十件及び百六十四件といふように出ておりますけれども、申したような形で、いわゆる不承認处分の形をとらないものがやはり二十件近くすつはございます。

大体そういうことでござります。

○石橋(政)委員 私どもは率直に言つて、人事院にはこの問題については不信感を持っておりますよ。ほとんどオールパスですよ。いろいろ理由は言つておられますけれども、それは表面取りつくろつているのではないかといふ感じがするわけです。案外本音でいうものは週刊誌あたりに出ているところにあるのではないかと思う。これはある週刊誌で、人事院はこの問題についてこう言つている。「勇退しないと後進の道を閉ざすから、できるだけ転出させる必要がある。それに、やめる人も生活を支えなければならぬし、子供だってまだ成人していない場合が多いのだから、なるべく大目に見るよう」している。政府関係機関に横すべりするのなどは当然のことだと。人事院という役所は、よほど大きな目を持つていてるらしい。これが偽らざる一般国民のいま人事院に対する見方だと思う。私どももそれに近い見方をしているわけです。だから、せめて人事院で処分したものについては国会に報告させる。こういう理由に基づいて妥当と認めました——国会に報告をするということになると、そろそろ大きな目ばかりあけているわけにはいかぬだろう、こういう気持ちで、私どもいま国家公務員法の一部改正を国会に提出しているわけです。

ところが、そんなに自信があるといふなら、これも盛んに新聞や雑誌で引

用されたとおり、一つの例、名前をあげたくありませんけれども、例をあげてそれではお尋ねしてみたいと思う。運輸省の國友自動車局長ですね。この人は東武鉄道に行かれたらしいのですが、承認になつてますか、ます。それからお尋ねしましょう。

○大塚政府委員 どうも國友さんは、私ちょっと面識は全然ございませんけれども、個人のことにはかわりますので、どの程度申し上げたらよいか、多少危惧いたしますのですが、いまお話をありましたように、承認になつているのかという点に関しましては、最初の申請は、ともかく東武の役員として、常務取締役として三十六年の七月に申請がございましたのですが、役員としての地位に就任することにつきましては、國友氏が自動車局長であり、東武と路面の認可等の関係がございまして、かなり密接な関係があるというふうに判断いたしまして、実はこの件は不承認として取り扱いました。

○石橋(政)委員 それでは國友さんは東武の鉄道に入つておりますか。

○大塚政府委員 その後、転託として東武に入るということで再度申請がございましたので、転託ならば、役員たる地位といふものと人事院の規則の面では、役員と非役員といふのとはつきり区別しておりますので、転託として役員とはかなり違つた、権限の弱いものという判断から承認いたしました。

「一ヵ月でもいいから、とにかく嘱託でやつておつて、そのあと役員になる道をおとりなさい。こういう手のうちを教えてやつたよなことになりますんか。いまのよくなことは。

○大塚政府委員 少なくとも法のたてまとの上では、役員と非役員とを区別しておりますので、日本の会社等における業務運営の上から申しましても、嘱託といふものは、あるいは重要な役割りを果たす場合もあるかと存じますけれども、ともかくわれわれとしては、法規則の上ではそこを区別しておられます。したがいまして、嘱託であれば、少なくとも役員の地位ほど密接な関係という点での危惧はないものと判断せざるを得ないと思ひます。

それからもう一点、申し上げるまでもなく、これは離職後二年間だけの制限でございまして、その意味から申しましても、将来にわたって重役になると、あるいはどうこうなるといふ点をわれわれとしては抑えるということはできないわけでございますから、その辺勘案いたしますと、嘱託という地位の場合には、やはり承認するというのが、人事院の承認基準として考えられることだと思います。

だ。東北急行は、東京から東北地方への長距離バスで、沿線の七社が合体して認可を受けようという会社である。「自動車局長の職務は自動車事業と密接な関係がないといえるのだろうか?」こつちのはもつと露骨に書いてありますよ。「國友は東京—仙台、東京—山形間の長距離バス営業認可という『みやげ』を東武にもたらした。」こういう事実がありますか。
○大塚政府委員 私どもの審査の段階では、三十六年の七月でござりますけれども、この段階におきましては、将来の問題に対しましては、われわれとしてはそこまで調査できませんでした。
○石橋(政)委員 いまの質疑応答の中ではつきりしたと思うのですけれども、法律で、原則として、公務員在職中に、非常に密接なつながりのある、と思われる私企業に対しては、横すべりなり天下りなりはしないようにとうきわづとした規定があるのです。ただ、たまたまこれが例外規定があって、人事院が承認すればいいというところになつておる。そうしますと、人事院は、いまのような極端なものでは、法律の末梢的了解釈に基づいて、嘱託ならいい、その後どういうことがあつたか、そんなことも知らぬ、そういうことでフリー・バス、私どもからいわせれば認可しちゃうわけですよ。こういう例もあることですから、お役人同士は、なかなかお互い助け合う気持ちが強いといふ——これは美点かもしれないけれども、行管の場合だけ、法律にこう書いて規制することができるようになつたんだから、それで

万事解決というわけにいかぬわけですか。これは大臣は十分におわかりだと思います。されども……。

そこで今度、私企業に横すべり、天下りすることは、そのようになかなか

規制が困難だということになると、特殊法人などは、もともと仕事の面からいっても、行政機関との十分な深いつながりもあるし、関連性もあるわけですから、こちらにいく、いわゆる天下り、横すべりなどといふのは、ほとんど規制できないのではないかという心配が出てくるわけですよ。大臣は、何か閣議で規制することにきめたということを、これまた再三答弁されておるわけですが、これも閣議でどの程度のお話し合いがあつたのか、まず最初にお聞きしておきたいと思うのですけれども、正式な閣議決定でもおやりになつたのですか。

○川島國務大臣 先ほどから石橋さんのお話のとおり、公社、公団、事業団といふものは、民間の知識経験といふものを活用することが必要であります。したがつて、役員の俸給も非常に高いのであります。役員に天下りするなら、局長が公社、公団の理事になつて俸給が倍額以上になるというようなばかなことはないであつて、ただ、特に俸給を高くしているということは、民間人を起用するということから出発している、私はこう考へているのであります。しかし、実際の問題として、現在活動している民間人で、公社、公団、事業団の役員に喜んでなる人があるかないかといふ問題なのです。せんだっての国鉄総裁の後任問題につきましても、いろいろ新聞で御承

知であると思うのですが、ようやく石田さんが承知したのでおさまつたのですけれども、民間の有能者といふもの

は、なかなか喜んで公社、公団に来ないわけであります。それを何とか説得

して、なるべくよく来るよう努力をいたしておるわけであります。そこで、閣議におきまして、閣議決定じ

ございませんけれども、公社、公団、事業団等の役員はなるべく民間からとることを、これまで再三答弁されておる

ごときであります。それで、閣議の決定ではございません。申し合わせでそういうことになりますと、これは人選難におちいるので、その辺が非常にむずかしいところでありますと、閣議の決定ではございません。申し合わせでそういうふうな方針をとろうということにしたのであります。

○石橋(政)委員 閣議の申し合わせで、今後公社、公団、事業団に天下り人事は一切しない、したがいまして、新たにできますものはもちろんのこと、今後任期がましまして異動する場合

にも、直接の監督官庁から天下りしない、こういう方針を決定いたしました

と、川島さんはあちらこちらの委員会と、今後任期がましまして異動する場合

にも、直接の監督官庁から天下りしない、こういう方針を決定いたしました

と、今後任期がましまして異動する場合

にも、直接の監督官庁から天下りしない、こういう方針を決定いたしました

と、今後任期がましまして異動する場合

にも、直接の監督官庁から天下りしない、こういう方針を決定いたしました

ますが、いまのことろ、あまりにも早く局長とか次官といふ人がやめなければならぬような情勢に置かれている。長いところならおやりにならうと思

いと思つて、お前どこかに世話をすこから行かぬかといふようなことを大臣がしょつちゅうかわり、かわるたび

にやりやすいような人事配置をやりたして、閣議におきまして、閣議決定じ

ございませんけれども、公社、公団、事業団等の役員はなるべく民間からとることを、これまで再三答弁されておる

ごときであります。それで、閣議の決定ではございません。申し合わせでそういうことになりますと、これは人選難におち

るが、こういうことになる。あまりそ

うでありますと、これは人選難におちるが、こういうことになる。あまりそ

うでありますと、これは人選難におちるが、こういうことになる。あまりそ

うでありますと、これは人選難におちるが、こういうことになる。あまりそ

うでありますと、これは人選難におちるが、こういうことになる。あまりそ

うでありますと、これは人選難におちるが、こういうことになる。あまりそ

うでありますと、これは人選難におちるが、こういうことになる。あまりそ

うでありますと、これは人選難におちるが、こういうことになる。あまりそ

を払える道を開いておくということは、いかがなものでしょうか。そのく

れは、なかなか喜んで公社、公団に来ないわけであります。それから、こう

は、なかなか喜んで公社、公団に来ないわけであります。それから、こう

あり、ある程度国民の納得する道じゃ

ないかと思う。それから退職金の通算についてもそうです。それから、こう

は、なかなか喜んで公社、公団に来ないわけであります。それから、こう

いのですから、ほんとうに仕事をするといふ気持ちを持たれる方ならば、私はそんなよろなことでサポートしたりするようなことはなかろうと思います。それで仕事をせぬよろな人なら、いつやあでもらつても支障がないのではないのかといふ感じがするのです。その辺、いまさしあたりこの法律を改正することも、まあ、ないよりはましもしかね。特に大臣がしっかりとおれば、ある程度の効果を持つかもしれません。しかし、法律をつくったから新設がある程度チェックできるだらうなんという夢は持てない。さしあたりチェックする方法はなかろうかといふので、いろいろ考えてみたわけですが、これからもひとつ私たち一生懸命この問題については考えてみたいと思うのです。

時間がだいぶたちましたから、最後の質問をいたしたいと思うのですが、

この改正案によりますと、既設の特殊法人については、目的的の変更に関する審査だけを行なうことになっておるのですが、行管の従来の権限からいきましても、行政機関の場合は部局の新設その他そういうことをする場合には、目的的の変更といふものに限られておらないのではないかと思うのです。

○山口(一)政府委員 一般的の国行政機関の場合には、行政機関の定員につきましても、新設と今度の特殊法人に対する審査と分けて、こういう提案をなさつた理由は一体何ですか。

○山口(一)政府委員 一般的の国行政機関の場合には、行政機関の定員につきましても、新設と今度の特殊法人に対する審査をいたしておるわけあります。こ

の提案の公團、公庫等の特殊法人につきましては、新設のほか、すでに設立されましたものにつきましては目的の変更に限っております。それで仕事をせぬよろな人なら、いつやあでもらつても支障がないのではないのかといふ感じがするのです。その辺、いまさしあたりこの法律を改正することも、まあ、ないよりはましもしかね。特に大臣がしっかりとおれば、ある程度の効果を持つかもしれません。しかし、法律をつくったから新設がある程度チェックできるだらうなんといふ夢は持てない。さしあたりチェックする方法はなかろうかといふので、いろいろ考えてみたわけですが、これからもひとつ私たち一生懸命この問題については考えてみたいと思うのです。

○石橋(政)委員 私は、特殊法人の場合であらうとも、局長をふやすとか理事会をふやすとかいうことになつた場合には当然これはチェックする必要がある

ときましては、比較的重要なこの項目だけを掲げておるのであります。

○石橋(政)委員 私は、特殊法人の場合であらうとも、局長をふやすとか理事会をふやすとかいうことになつた場合には当然これはチェックする必要があるときましては、比較的重要なこの項目だけを掲げておるのであります。

○山口(西)政府委員 行政監察の資料を収集いたしますために、公團、公庫、事業団の調査をいたしておりますが、

○受田委員 関連。行政管理庁は、す

べくべきかといふことについては、なかなか問題があるといふものもございまして、一而、そういう面から、これは必ずしも直ちに行管で審査をしなければなりません。ただ、原案はその点非常に

○受田委員 これが行政管理庁として発表すべきだ、私はさよに思つて、監察し、調査した結果、不必要なものがあつて、屋上屋を重ねるよう

○受田委員 これは行政管理庁として発表すべきだ、私はさよに思つて、監察し、調査した結果、不必要なものがあつて、屋上屋を重ねるよう

及び廃止」に改める。

れるような感じを抱くものも多少は出てまいります。そういうものにつきましては、今後の問題といたしまして十分慎重な検討を要することと思

いますので、こういう廃止なり新設といふことにつきまして審査権が持たれ

るということになれば、行政管理庁といたしましても、そういう観点から今後十分深く検討をしていかなければならぬと考えております。

○受田委員 現実に設置法の法律の根拠として、設立に対する審査という考察に連れて、必要な勧告権のほうは特殊法人はないのですか。つまり、廃止をするという勧告権はありませんか。

○山口(西)政府委員 各省の行政の内容につきましての全般的な監察権はございませんので、その監察権の内容といつたましても、各省が、そういう主任の大臣といたしまして、一つの行政のやり方、自分の責任の範囲内の行政のやり方について企画立案をいたします

○川島国務大臣 御詰旨にしたがつて、ひとつ公社、公團、公庫については從来以上に監査をきびしくいたしました。その結果によりましては、あるいは受田さんのお話のように廃止を勧告することがあるかも知れませんけれども、なお調査いたします。

○永山委員長 これにて質疑は終了いたしました。

○永山委員長 本案について、内藤隆君外八名より、自由民主党、日本社会党及び民主社会党三派共同提案にかかる修正案が提出されております。

○受田委員 廃止勧告権があるそうであります。特殊法人についてこれだけ数多くの機関ができるわけだが、それらについては、調査の結果必要がないものと認められれば、担当の省庁と連絡協議して、廃止勅告権を持つておる、こういう御答弁です。長官、現にあるこうした特殊法人について、いまの局

長の御答弁によると、いかがわしいのがある、問題のものがあるのだ、こうしたことでございますが、現在あるも

のなかで不適当なものについては、手

きびしくあなたが、こういうものはつ

くらぬでも一般の行政機関で処理していいじゃないかといふようなときには、あなたののような非常にしつかりし

た長官がおられる間に、いま局長の御

報告のような形で不適切と認められる

部分を一つ二つ廃止される勧告をされ

やつていただきたい。

○永山委員長 この際、提出者より趣

旨の説明を求めます。内藤隆君。

○内藤委員 提出者を代表いたしまして、行政管理庁設置法の一部を改正する法律案に対する修正案の趣旨を御説明申し上げます。

○永山委員長 この際、提出者より趣旨の説明を求めます。内藤隆君。

○内藤委員 提出者を代表いたしまして、行政管理庁設置法の一部を改正す

る法律案に対する修正案

○永山委員長 行政管理庁設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正す

る法律案の一部を改定する。

○永山委員長 第二条第四号の二の改正規定中

「及び目的の変更」を「目的の変更

その他當該法律の定める制度の改正

及び廃止」に改める。

今回提案されました行政管理庁設置

法の一部を改定する法律案は、行政管

理庁において公社、公團、公庫、事業

團等のいわゆる特殊法人の新設等の審

査を行なうこととしようとするもので

あります。

近時急速にその数を増加し、重要さ

を増してきたこれら特殊法人の制度

を、広義の行政指導の一環として適切

に管理するため、政府組織全般の見

地からその新設等の審査を行なうこと

は、現段階においてきわめて必要な措

置と考えるのであります。しかるに、

政府案によりますと、審査の対象と

なるのは、新設と目的の変更の二つの場合に限られ、新設及び目的の変更以

外の重要な制度の改正、たとえば業務

しかしながら、これらの重要な事項の審査を行なわずして、行政組織の一環として特殊法人の制度を適切に管理はかろうとする本法案の意図は、十分達成されることはとうてい期待できないと考えられるのであります。

そこで、目的の変更以外に、当該法

律の定める制度の改正の場合及び廃止の場合にも、行政管理庁が審査を行な

い得ることをいたしたのであります。

よろしく御賛成をお願い申し上げま

す。

○永山委員長 これにて修正案の趣旨の説明は終わりました。

○永山委員長 これまで議題となつてお

ります行政管理庁設置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案につきまして、提案者を代表して、提案の趣旨を簡単に御説明申し上げます。

これにて行政管理庁設置法の一部を改正する法律案は修正議決すべきものと決しました。

○永山委員長 本案に対し、内藤隆君外八名より、自由民主党、日本社会党及び民主社会党の三派共同提案にかかる附帯決議を付すべしとの動議が提出されました。内藤隆君。

○永山委員長 これまで議題となつてお

ります行政管理庁設置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案につきまして、提案者を代表して、提案の趣旨を簡単に御説明申し上げます。

正、適材適所主義が貫かれて、いやしくも国民の疑惑を招くことのなきよう、政府において十分指導監督されるよう強く要望しようとするものであります。

何とぞ御賛同あらんことをお願ひいたします。

○永山委員長 本動議について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○永山委員長 起立総員。よつて、本動議は可決いたしました。

○永山委員長 なお、本案に關する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任を願いたいと存じます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○永山委員長 御異議なしと認めます。よつて、さように決しました。

次会は、公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十八分散会

〔参照〕

行政管理庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四〇号)に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕